

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第6号

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許状に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県内に、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)を設置する学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)の理事</p> <p>(3) 略</p>	<p>(免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 免許状更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県内に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)を設置する学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)の理事</p> <p>(3) 略</p>

(香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第11条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「中学校生徒」とは、中学校、<u>義務教育学校</u>の後期</p>	<p>別表(第11条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「中学校生徒」とは、中学校、中等教育学校の前期</p>

課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒その他これらに準ずる者をいう。

- 3 この表において「小学校児童以下」とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童その他これらに準ずる者並びに学齢に達しない者（満1歳以上の者に限る。）をいう。

課程及び特別支援学校の中学校部の生徒その他これらに準ずる者をいう。

- 3 この表において「小学校児童以下」とは、小学校及び特別支援学校の小学部の児童その他これらに準ずる者並びに学齢に達しない者（満1歳以上の者に限る。）をいう。

（香川県立五色台少年自然センター規則の一部改正）

第3条 香川県立五色台少年自然センター規則（平成19年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「中学校生徒」とは、中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒その他これらに準ずる者をいう。</p> <p>3 この表において「小学校児童以下」とは、小学校、<u>義務教育学校の前期課程</u>及び特別支援学校の小学部の児童その他これらに準ずる者並びに学齢に達しない者（満1歳以上の者に限る。）をいう。</p>	<p>別表（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「中学校生徒」とは、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒その他これらに準ずる者をいう。</p> <p>3 この表において「小学校児童以下」とは、小学校及び特別支援学校の小学部の児童その他これらに準ずる者並びに学齢に達しない者（満1歳以上の者に限る。）をいう。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。